



3 その他のハラスメント等の不適切行為:他者に対する発言・行動等が、行為者の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。なお、「パワハラ」とは、地位や人間関係などの優位性を背景に、上下関係の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは周囲の環境を悪化させる言動。

事由	謹責	罰金	没収	減給	出場資格の停止(1年未満)	出場資格の停止(1年以上)	出場資格の停止(無期)	職務の停止(1年未満)	職務の停止(1年以上)	職務の停止(無期)	職務の解任	登録資格の停止または再登録の禁止(1年未満)	登録資格の停止または再登録の禁止(1年以上)	登録資格の停止または再登録の禁止(無期)	除名	永久追放
(1)不適切行為で、被害者およびその周囲の者の本協会における活動環境を悪化させるまでに至らなかった	●				●	●		●	●			●	●			
(2)不適切行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者およびその周囲の者の本協会における活動に支障が生じた					●	●	●	●	●	●	●※半年以上	●	●			
(3)不適切行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、本協会における活動ができなくなつた							●			●	●	●※3年以上	●	●	●	●
(4)不適切行為を繰り返し、被害者の心身に重大な障害を与えた							●			●	●	●※3年以上	●	●	●	●
(5)不適切行為を繰り返し、被害者が死亡するに至った							●			●	●	●※3年以上	●	●	●	●
(6)不適切行為を繰り返し、加害者が刑事処分を受けた							●			●	●	●※3年以上	●	●	●	●

【考慮要素】

①違反行為の態様(故意か過失か、回数や継続性、被害者 数等)

②加害者の地位・立場、被害者との関係

③加害者の人数

④違反行為による結果や影響

⑤被害者の身体的負荷の程度(暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか)

⑥被害者の心理的負荷の程度(自殺や精神疾患の発生の有無等を含む)

⑦被害者の人数、被害者の本協会における活動への影響の程度(本協会における活動の休止・停止の状況等)

⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯

⑨被害者の言動、態度等

⑩加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等)

<加重・軽減要素の例>

○加重要素(懲罰内容を重くする)

加重要素:被害者が多数いる場合、不適切な指導であることを知っているながら不適切な指導を行った場合、傷害や後遺障害の程度が重度である場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等や不適切な指導を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者の選手生命等が短縮された場合、被害者が未成年の場合等

○軽減要素(懲罰内容を軽減する)

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等

4 不正な経理処理・不正申請等:補助金、助成金等の経理処理に関し、一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計の慣行および補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づかない経理処理・申請等(横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正申請・受給、脱税等)

事由	謹責	罰金	没収	減給	出場資格の停止(1年未満)	出場資格の停止(1年以上)	出場資格の停止(無期)	職務の停止(1年未満)	職務の停止(1年以上)	職務の停止(無期)	職務の解任	登録資格の停止または再登録の禁止(1年未満)	登録資格の停止または再登録の禁止(1年以上)	登録資格の停止または再登録の禁止(無期)	除名	永久追放
(1)他者が不正な経理処理・不正申請等を行っていることを知っているながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	●				●	●		●	●			●	●			
(2)不正な経理処理・不正申請等を行い、補助金、助成金等を他の目的に流用した					●	●	●	●	●	●	●※半年以上	●	●			
(3)不正な経理処理・不正申請等を行い、自己の利益を図った							●			●	●	●※3年以上	●	●	●	●

【考慮要素】

①違反行為の態様(故意か過失か、回数や継続性、被害額等)

②加害者の地位・立場、被害者との関係

③加害者の人数

④違反行為による結果や影響

⑤被害者の人数、被害者の本協会における活動への影響の程度(本協会における活動の休止・停止の状況等)

⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯

⑦加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等)

<加重・軽減要素の例>

○加重要素(懲罰内容を重くする)

加重要素:加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不正な経理処理・不正申請等を行った期間が長い場合等

○軽減要素(懲罰内容を軽減する)

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等